

【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求めるられており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

E-36 画像診断の一連の算定について

《令和 7 年 5 月 29 日新規》

○ 取扱い

- 1 画像診断の対象となる各傷病名がある場合の次の部位に対する E001 写真診断「1」単純撮影の算定は、原則 100 分の 100 として算定する。
 - (1) 頸椎と胸椎
 - (2) 腰椎と股関節
 - (3) 手関節と手
 - (4) 足関節と足
 - (5) 腰椎と骨盤
 - (6) 骨盤と股関節
 - (7) 胸部と腰椎
 - (8) 頭部と頸部
 - (9) 胸骨と鎖骨
 - (10) 肩関節と頸部
 - (11) 鎖骨と肩関節
 - (12) 胸部と肋骨
- 2 両側変形性膝関節症に対する E001 写真診断「1」単純撮影の左右各々の算定は、原則 100 分の 100 として算定する。
- 3 次の傷病名等に対する E001 写真診断「1」単純撮影の算定は、原則として一連の取扱いとする。
 - (1) 右股関節痛に対する骨盤及び右股関節
 - (2) 腰椎圧迫骨折に対する腰椎及び骨盤
 - (3) 股関節内転筋筋炎に対する骨盤及び股関節
 - (4) 肩インピンジメント症候群に対する肩関節及び肩甲骨
 - (5) 骨粗鬆症に対して胸椎と腰椎

○ 取扱いの根拠

単純撮影の写真診断及び撮影の一連の算定については、厚生労働省告示通則 3 並びに厚生労働省通知(2)及び(3)に示されている「同一の部位」、「同時」及び「同一の方法」の 3 つの条件すべてに該当する場合は、写真診断及び撮影の所定点数の 100 分の 50 に相当する点数により算定し、そうでない場合(いずれか 1 つでも条件が該当しない場合)は各々の部位ごとに 100 分の 100 に相当する点数を算定するものと解される。

以上を踏まえ、1 及び 2 については、画像診断の対象となる各傷病名の診断や病態把握を行う必要性から、上記の条件の「同一の部位」(同一フィルム面に撮影し得る範囲) には該当しないと考える。

一方、3 については、单一傷病名等のため、「同一の部位」(同一フィルム面に撮影し得る範囲) の条件を含め上記の 3 つの条件すべてに該当すると考える。

以上のことから、E001 写真診断「1」単純撮影の算定について、1 及び

2 の場合は、各々 100 分の 100 の相当する点数により算定することとし、3 の場合は原則 100 分の 50 を算定すると判断した。

厚生労働省告示：診療報酬の算定方法

第 4 部 画像診断の第 1 節 エックス線診断料の通則 3

同一の部位につき、同時に 2 枚以上のフィルムを使用して同一の方法により、撮影を行った場合における写真診断及び撮影の費用は、(中略) 第 2 枚目から第 5 枚目までの写真診断及び撮影の費用については区分番号 E001 に掲げる写真診断及び区分番号 E002 に掲げる撮影の各所定点数の 100 分の 50 に相当する点数により算定し、第 6 枚目以後の写真診断及び撮影については算定しない。

厚生労働省通知：診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

- (2) (前略) 「3」の「同一の部位」とは、部位的な一致に加え、腎と尿管、胸椎下部と腰椎上部のように通常同一フィルム面に撮影し得る範囲をいう。(後略)
- (3) (前略) 「3」の「同時に」とは、診断するため予定される一連の経過の間に行われたものをいう。(後略)